

▶高橋賢司・経営戦略本部商品開発部長



「ができます」(高橋部長)
 ②65歳のみだった保険期間に55歳、60歳、70歳を追加
 旧商品の保険期間は年金が受給開始となる「65歳まで」の一本のみとしていたが、これだと65歳以後も働く予定の人や住宅ローンの完済予定が65歳以降の人の場合には保険期間が足りない。一方、就業不能のリスクに備えるのは子どもが独立するまでで構わないと考えている人にとっては65歳という保険期間は長く、その分割高な保険料を支払うことになってしまふ。そこで、65歳に加えて55歳、60歳、70歳も選べるようにしたのだ。
 ③一定期間給付金が半額になる

図表1 新旧比較表

	働く人への保険2	働く人への保険
契約年齢	20歳以上、60歳以下	
保険期間・保険料払込期間	55歳、60歳、65歳、70歳	65歳
支払対象外期間	60日、180日	180日
支払事由 (就業不能の定義)	入院している、または医師の指示により在宅療養している	「いかなる職業にも全く就業できない」
給付金月額	10万円～50万円(5万円単位。申込時の年収に応じて上限あり。主婦(夫)は10万円)	
支払限度	なし(就業不能状態が継続する限り保険期間満了まで支払う)	1億円
高度障害時の保障	就業不能給付金月額の10倍(保険期間を通じて1回)	なし
高度障害時の保険料の払込免除	あり	なし
所得制限	年収100万円超の安定した勤労所得のある方および主婦(夫)	年収150万円超の安定した勤労所得のある方および主婦(夫)
特則	就業不能給付金削減特則(ハーフタイプ(B型))	なし
特別条件	特定疾病・部位不担保法、特定障害不担保法	なし

※ライフネット生命の資料を基に作成

図表2 新旧商品の保険料(就業不能給付金月額15万円、保険期間65歳)

	年齢	旧商品	標準タイプ	ハーフタイプ	標準タイプ
		(支払対象外期間180日)	(支払対象外期間180日)	(支払対象外期間180日)	(支払対象外期間60日)
男性	30歳	2,794円	2,744円	2,321円	3,929円
	40歳	3,652円	3,318円	2,721円	4,941円
	50歳	4,402円	3,947円	3,120円	6,144円
女性	30歳	2,833円	2,696円	2,306円	3,857円
	40歳	2,945円	2,777円	2,315円	4,116円
	50歳	2,998円	2,922円	2,369円	4,481円

※ライフネット生命の資料を基に作成(2016年6月時点の保険料率にて算出)

「ハーフタイプ」を新設
 会社員・公務員が休業した場合、給与の約3分の2に相当する傷病手当金を1年6ヵ月間受け取れるため、その期間中は満額の就業不能給付金は必要ないともいえる。そこで今回、就業不能に該当してから1年6ヵ月間は就業不能給付金が半額になるハーフタイプを新設し、合理的かつ割安な保険を実現した。

入院と在宅療養に分けて就業不能の定義を明確化
 ④所定の高度障害時には一時金を支払い、以後の保険料を免除
 高度障害には該当したものの就業不能状態には該当しない場合、旧商品では給付金が支払われず、かつ保険料の支払いが続くため、負担が大きいのという声があった。そこで新商品では、所定の高度障害に該当した場合は、以後の保険料を免除し、かつ就業不能給付金月額の10倍の高度障害給付金(一時金)を受け取れるようにしたのである。もちろん、高度障害でかつ就業不能状

保険会社に聞く

就業不能に備える 保険商品の特徴と活用法

ここでは、就業不能に備えることを目的とした代表的な保険商品を取り上げ、その特徴や活用のポイントをレポートする。

●取材協力

深澤 泉

株式会社ボラーノ・コンサルティング
CFP®

ライフネット生命保険株式会社

「働く人への保険2」

就業不能保険(無配当・無解約返戻金型)(2016)

保険期間や免責期間の 選択肢を増やしニーズに対応



ライフネット生命は2010年2月に、生命保険会社の長期・定額の個人向け保険では初めてとなる、就業不能時の生活費や住宅ローンの返済費用に備えるための保険商品「働く人への保険」を発売した。

障害発生率は年齢によって死亡率の50%～100%程度と看過できないにもかかわらず、そのリスクに備えている人は約20%と低い。また、就業不能リスクに備える保険商品は損害保険会社などでは取り扱っていたものの、保障期間は1～3年程度と短いものしかなかったからである。

そして今年6月、就業不能リスクの認知度をさらに高め、より多くの人が就業不能保険を利用してもらうために、お客さまや販売会社、FPの意見を集約して商品改定を実施。「働く人への保険2」をリリースした。

「新しい分野の保険商品ということもあって、旧商品ではあえ

新旧の比較は図表1のとおり。中でもポイントは以下の5点だ。
 ①180日のみだった免責期間に60日を追加
 会社員・公務員が休業した場合は健康保険から傷病手当金が支払われるが、傷病手当金のない自営業者の場合は180日の免責期間中に貯蓄が枯渇してしまふ可能性があった。そこで、免責期間を短くした60日のプランを新設したのである。

「当社の終身医療保険の入院給付金の支払限度は1入院につき60日ですから、『働く人への保険2』と組み合わせることで長期入院への保障を準備すること

て選択肢を絞ってわかりやすい商品設計としていましたが、新商品ではお客さまの多用なニーズに答えられるよう選択肢を増やしました」(高橋賢司・経営戦略本部商品開発部長)

終身医療保険との組合せで長期入院にも対応できる
 新旧の比較は図表1のとおり。中でもポイントは以下の5点だ。
 ①180日のみだった免責期間に60日を追加
 会社員・公務員が休業した場合は健康保険から傷病手当金が支払われるが、傷病手当金のない自営業者の場合は180日の免責期間中に貯蓄が枯渇してしまふ可能性があった。そこで、免責期間を短くした60日のプランを新設したのである。